

別紙4 ハツ場ダム建設事業の負担額の試算 2016年12月

(単位 億円)(起債の利息負担額を除く)

(「吾妻川の流量維持」の目的喪失後の費用負担額は、この目的の現負担額112億円を一律に各参画者が負担した場合を示す)

		現在の基本計画(2016年12月14日変更告示)		
		負担配分額 (国費、国庫補助金を含む)	負担額 (国費、国庫補助金を除く)	
群馬県	治水	277	83	227
	吾妻川の流量維持	112	34	
	群馬県水道	106	71	
	藤岡市水道	27	18	
	群馬県工業用水道	21	17	
	群馬県発電	5	5	
埼玉県	治水	694	208	655
	埼玉県水道	894	447	
東京都	治水	626	188	734
	東京都水道	819	546	
千葉県	治水	670	201	466
	千葉県水道	176	117	
	北千葉広域水道企業団	53	35	
	印旛郡市広域市町村圏事務組合	80	53	
	千葉県工業用水道	74	60	
茨城県	治水	486	146	256
	茨城県水道	165	110	
栃木県	治水	40	12	12
国費	--	--	2,975	2,975
合計	--	5,325	5,325	5,325

「吾妻川の流量維持」の目的喪失後の費用負担額				
負担配分額 (国費、国庫補助金を含む)	負担額 (国費、国庫補助金を除く)		負担額の増減 (国費、国庫補助金を除く)	
283	85	198	2	-29
--	--		--	
109	72		2	
27	18		0	
22	17		0	
5	5		0	
709	213	669	4	14
913	456		10	
639	192	750	4	16
837	558		12	
684	205	476	4	10
179	120		3	
54	36		1	
82	54		1	
76	61		1	
496	149	261	3	5
168	112		2	
41	12	12	0	0
--	2,958	2,958	-16	-16
5,325	5,325	5,325	--	--

[注1]水道の国庫補助率は埼玉県水道以外は1/3、埼玉県水道は1/2とする。工業用水道の国庫補助率は1/5とする。なお、水道の負担額のうち、2/3は水道会計、1/3は一般会計の起債で支出する。このうち、一般会計の起債の元利返済の1/2は普通交付税措置がとられるので、実質負担額は1/6の割合で軽減されるが、上記の試算ではこの交付税措置は考慮していない。

[注2]河川事業(治水分、吾妻川の流量維持)の国費負担率を7割とする。ただし、東京都以外は河川事業の起債の元利返済に対して普通交付税措置(45%)がとられるので、自治体の実質負担率は16.5%となるが、上記の試算では交付税措置は考慮していない。

[注3]群馬県発電の国庫補助率を7.5%とする。

[注4]群馬県発電の負担額(負担率0.1%)はハツ場ダム建設事業費の外数であるので、事業費の計は5320億円ではなく、5325億円になる。

[注5]水道の国庫補助率は埼玉県水道以外は1/3、埼玉県水道は1/2とする。工業用水道の国庫補助率は1/5とする。なお、水道の負担額のうち、2/3は水道会計、1/3は一般会計の起債で支出する。このうち、一般会計の起債の元利返済の1/2は普通交付税措置がとられるので、実質負担額は1/6の割合で軽減されるが、上記の試算ではこの交付税措置は考慮していない。